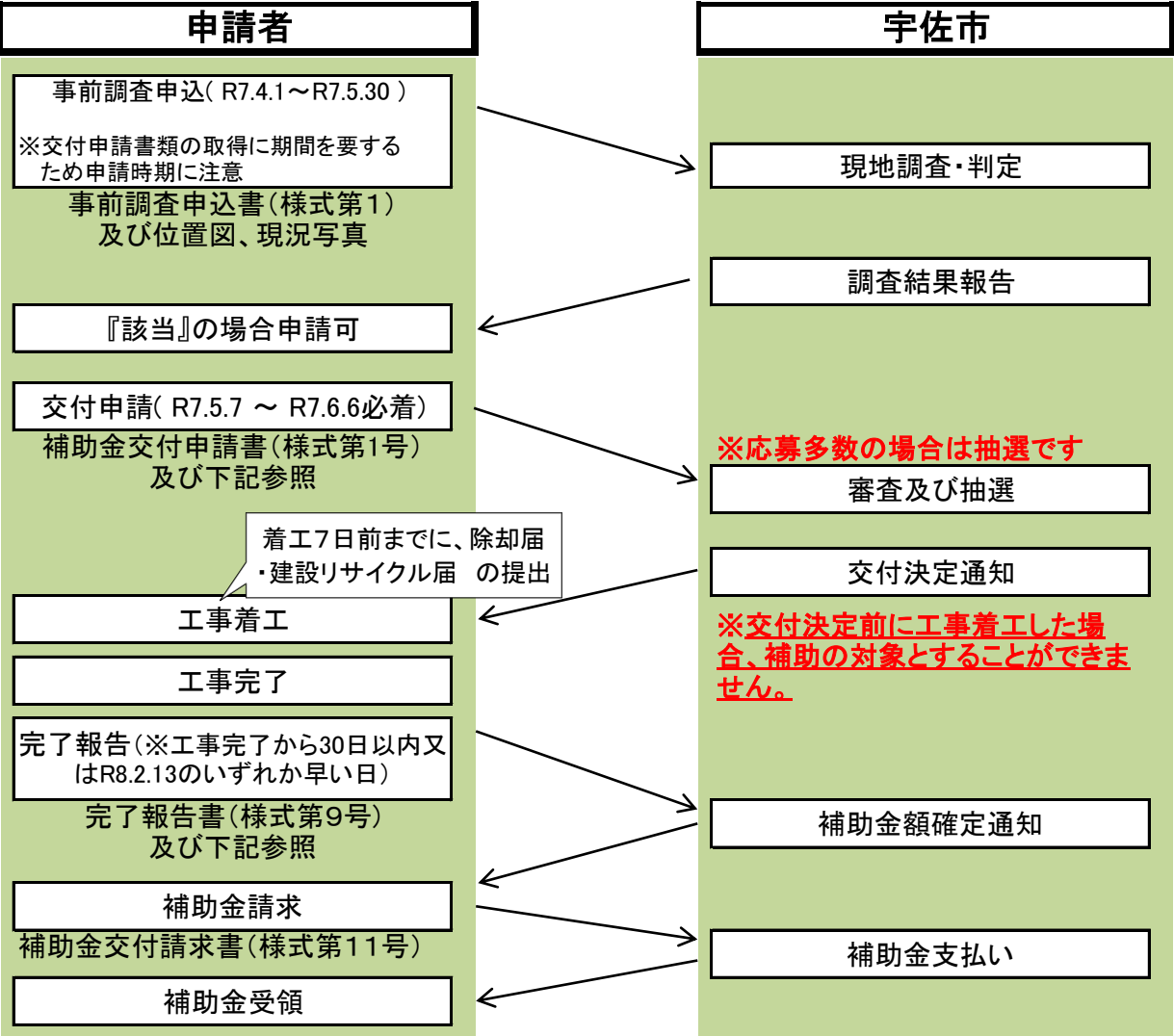


令和7年度 老朽危険家屋等除却促進事業 補助金の申請手続きについて

- 老朽化し危険な住宅を除却する場合に、除却工事費の2分の1(上限50万円)を補助します。
(注:応募多数の場合は抽選となります。)
- 申請前に事前調査をなるべく受けるようにしてください。
(事前調査を受けることにより、あらかじめ老朽危険家屋等に該当するかが確認できます。補助金申請をスムーズに行うことができますので、ぜひご利用ください。)
- 申請手続きの流れ及び必要書類については、下記をご参照ください。
- 補助対象に該当するか、裏面の確認表でご確認ください。



補助金交付申請時必要書類

- (1)実施計画書(様式第2号)
 - (2)除却工事見積書の写し
 - (3)位置図
 - (4)床面積求積図
(居住以外の用に供する部分がある場合にあっては、その面積を明記すること)
 - (5)現況写真
 - (6)老朽危険家屋等の所有者を確認できる書類(登記簿謄本等)
 - (7)誓約書(様式第3号)
 - (8)申請者が老朽危険家屋等の所有者以外の者である場合は、
老朽危険家屋等の所有者との相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等)
- ※その他審査に必要な書類を求める場合があります。

完了報告時必要書類

- (1)工事請負契約書の写し
 - (2)工事の領収書の写し
 - (3)工事写真(施工前及び施工後)
 - (4)manifestoの写し(E票)
- ※その他審査に必要な書類を求める場合があります。

老朽危険家屋等除却促進事業 申請要件確認表

1. 申請者の要件

☐	申請者が次のいずれかに該当する
☐	建物の所有者（登記簿謄本等により確認できます）
☐	建物の所有者の相続人（戸籍等により確認できます）
☐	建物の所有者から同意を得た者（同意書が必要です）
☐	申請者が法人等に該当しない
☐	申請者が宇佐市税を滞納していない
☐	建物の所有者が宇佐市税を滞納していない

2. 建物の要件

☐	建物の構造が木造または軽量鉄骨造である
☐	建物の床面積の過半が居住の用に供する
☐	建物に所有権以外の権利が設定されていない
☐	法人等が建物の所有権を有していない
☐	道路もしくは隣接敷地に倒壊のおそれがある、又は街並みの景観を著しく害している建物である
☐	建物が老朽危険家屋に該当する → 事前調査を受けることにより、確認できます

申請にあたっては、上表1、2の要件をすべて満たす必要があります。